

平成16年度版社会保障給付費

平成16年度

社会保険給付費

平成18年10月

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微小(0.05未満)の場合	0.0
推計数が表章単位の1/2未満の場合	0
減少数(率)の場合	△

これは平成16年度の社会保障給付費について、平成18年度にとりまとめ公表したものである。

本資料の内容は国立社会保障・人口問題研究所のホームページ(<http://www.ipss.go.jp>)で公開されている。全文がPDFファイルで、表データはエクセル形式でダウンロードできる。

◎お問い合わせは右担当室へ：国立社会保障・人口問題研究所 企画部 第3室

電話：03-3595-2985 ファックス：03-3591-4912

目 次

I	社会保障給付費の範囲	1
II	平成16年度社会保障給付費の概要	2
	表1 部門別社会保障給付費	
	表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比	
	表3 1人(1世帯)当たり社会保障給付費	
	図1 社会保障給付費の部門別推移	
	表4 機能別社会保障給付費	
	表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比	
	図2 機能別社会保障給付費の推移	
	表6 高齢者関係給付費	
III	平成16年度社会保障財源の概要	7
	表7 項目別社会保障財源	
	図3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費	
統計表		
第1表	社会保障給付費の部門別推移	11
第2表	社会保障給付費(対国民所得比)の部門別推移	12
第3表	社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移	13
第4表	1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移	14
第5表	高齢者関係給付費の推移	16
第6表	児童・家族関係給付費の推移	17
第7表	制度別社会保障給付費の推移	18
第8表	機能別社会保障給付費の推移(平成12～16年度)	20
第9表	平成16年度社会保障費用	22
第10表	社会保障財源の項目別推移	30
第11表	社会保障財源の項目別推移(平成12～16年度)	32
参 考:	機能別社会保障給付費の項目説明	33
【付録】		
	OECD基準の社会支出の国際比較	37

I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- ① 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
(1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業
(8) 住宅 (9) 生活保護その他
- ② 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- ③ 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。なお、ILO基準に従えば、児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も上記の基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、“The Cost of Social Security”としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO該当URLは<http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/css/cssindex.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含まれる。なお、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。

3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲1. ①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。

Ⅱ 平成16年度社会保障給付費の概要

1. 平成16年度の社会保障給付費の総額は85兆6,469億円である。

(1) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が27兆1,537億円(31.7%)、「年金」が45兆5,188億円(53.1%)、「福祉その他」が12兆9,744億円(15.1%)である。

(2) 平成16年度社会保障給付費の対前年度伸び率は1.6%であり、対国民所得比は23.72%である。

(3) 国民1人当たり社会保障給付費は67万800円であり、1世帯当たりでは182万6,900円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成15年度	平成16年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	842,668 (100.0)	856,469 (100.0)	13,801	1.6
医療	266,154 (31.6)	271,537 (31.7)	5,383	2.0
年金	447,845 (53.1)	455,188 (53.1)	7,343	1.6
福祉その他	128,669 (15.3)	129,744 (15.1)	1,075	0.8
介護対策(再掲)	51,521 (6.1)	56,289 (6.6)	4,768	9.3

(注) ()内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

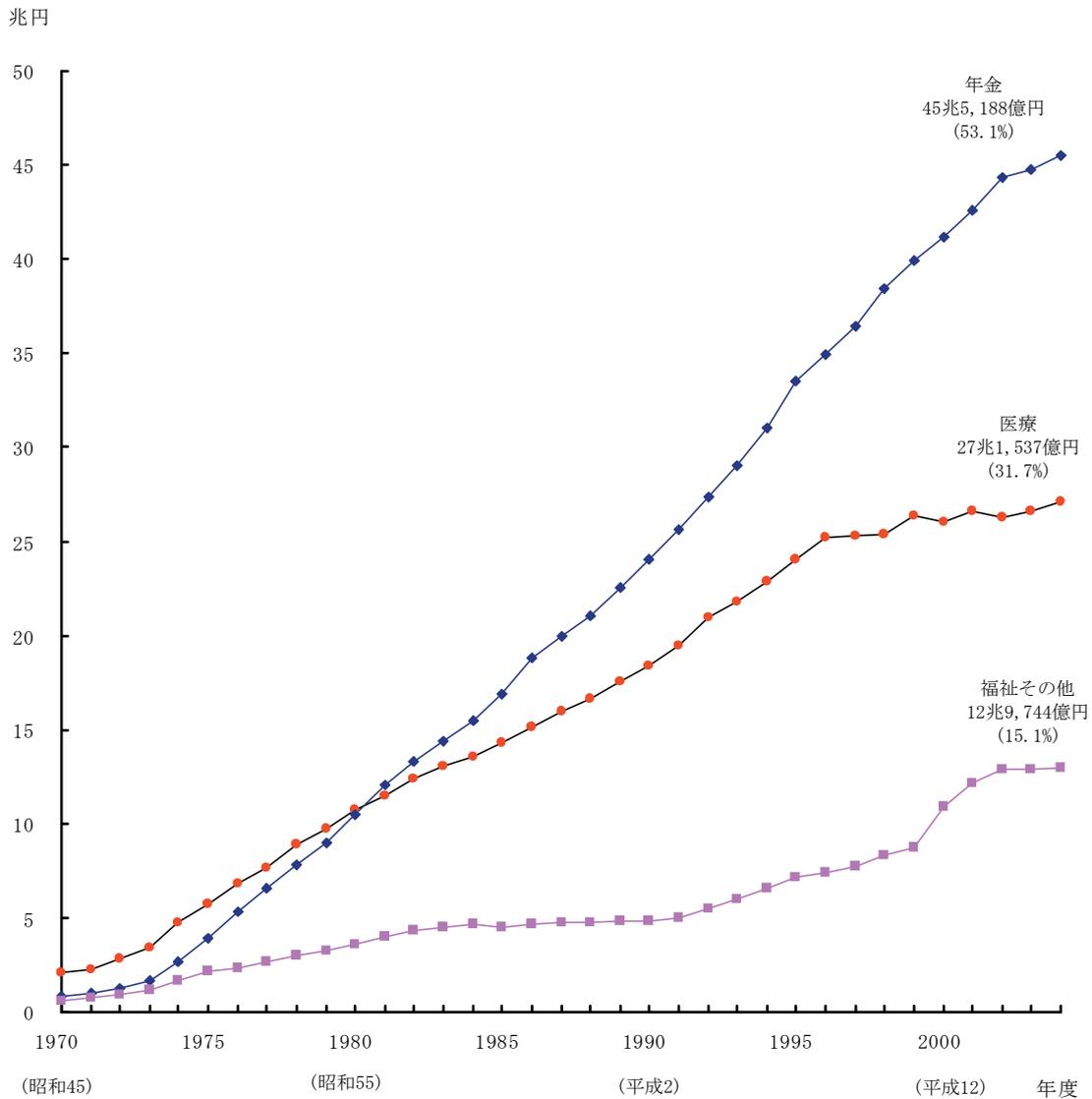
社会保障給付費	平成15年度	平成16年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.51	23.72	0.21
医療	7.43	7.52	0.10
年金	12.50	12.61	0.11
福祉その他	3.59	3.59	0.00
介護対策(再掲)	1.44	1.56	0.12

表3 1人(1世帯)当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成15年度	平成16年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
1人当たり	660.3	670.8	10.5	1.6
1世帯当たり	1,819.3	1,826.9	7.6	0.4

(注) 1世帯当たり社会保障給付費=(世帯人員総数/世帯総数)×1人当たり社会保障給付費によって算出した。

図1 社会保障給付費の部門別推移



2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の50.4%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.0%であり、この二つの機能で81.4%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.3%)、「家族」(3.1%)、「生活保護その他」(2.7%)、「障害」(2.3%)、「失業」(1.7%)、「労働災害」(1.1%)、「住宅」(0.4%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成15年度	平成16年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	842,668 (100.0)	856,469 (100.0)	13,801	1.6
高齢	420,079 (49.9)	431,922 (50.4)	11,842	2.8
遺族	61,687 (7.3)	62,527 (7.3)	840	1.4
障害	19,495 (2.3)	19,731 (2.3)	236	1.2
労働災害	9,912 (1.2)	9,763 (1.1)	△ 150	△ 1.5
保健医療	260,851 (31.0)	265,466 (31.0)	4,616	1.8
家族	27,217 (3.2)	26,494 (3.1)	△ 723	△ 2.7
失業	19,471 (2.3)	14,442 (1.7)	△ 5,029	△ 25.8
住宅	2,796 (0.3)	3,130 (0.4)	334	11.9
生活保護その他	21,159 (2.5)	22,993 (2.7)	1,834	8.7

(注)

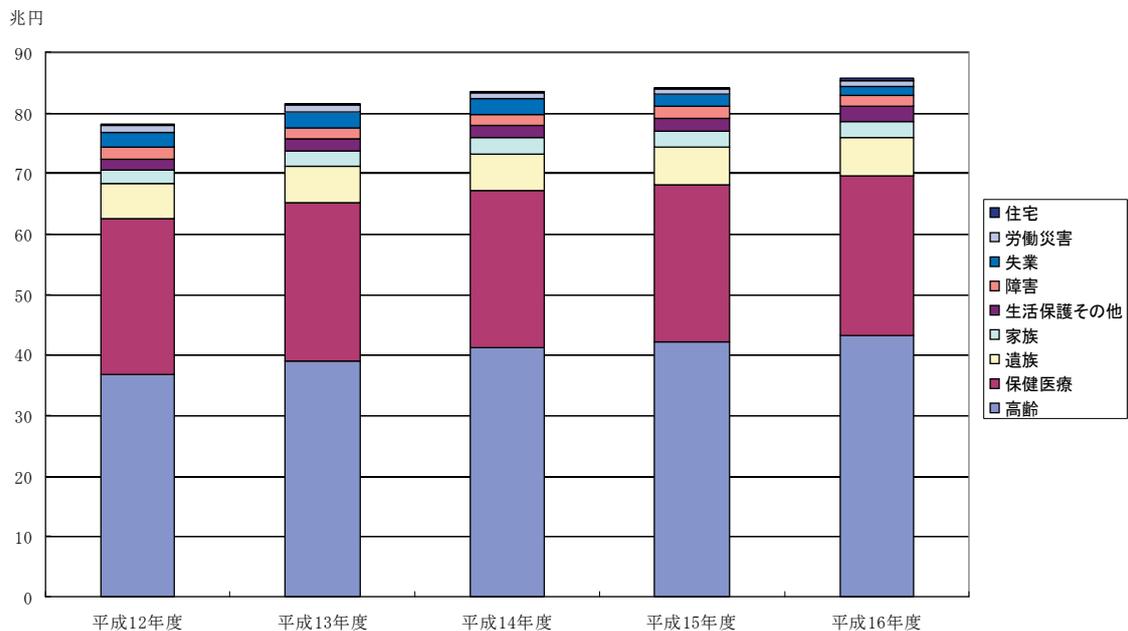
1. ()内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、33頁を参照。
3. 平成16年度は前年度との比較では、「家族」が2.7%減少しているが、この背景としては、公立保育所運営費負担金の一般財源化に伴い、この運営費が社会保障給付費に計上されなくなったことがある。なお参考までに、仮に一般財源化により計上されなくなった額を3,322億円として推計すれば、「家族」の構成割合は3.5%、対前年度伸び率は9.5%となる。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成15年度	平成16年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.51	23.72	0.21
高齢	11.72	11.96	0.24
遺族	1.72	1.73	0.01
障害	0.54	0.55	0.00
労働災害	0.28	0.27	△ 0.01
保健医療	7.28	7.35	0.08
家族	0.76	0.73	△ 0.03
失業	0.54	0.40	△ 0.14
住宅	0.08	0.09	0.01
生活保護その他	0.59	0.64	0.05

(注) 平成16年度は前年度との比較では、「家族」が0.03%減少しているが、この背景としては、公立保育所運営費負担金の一般財源化に伴い、この運営費が社会保障給付費に計上されなくなったことがある。なお参考までに、仮に一般財源化により計上されなくなった額を3,322億円として推計すれば、「家族」の対国民所得比は0.83%、対前年度増加分は0.07%ポイントとなる。

図2 機能別社会保障給付費の推移



3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成16年度には60兆6,537億円となり、社会保障給付費に対する割合は70.8%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成15年度	平成16年度	対前年度伸び率
	億円	億円	%
社会保障給付費	842,668 (100.0)	856,469 (100.0)	1.6
	億円	億円	%
年金保険給付費	429,959	438,143	1.9
老人保健（医療分）給付費	106,343	105,879	△ 0.4
老人福祉サービス給付費	55,387	61,125	10.4
高年齢雇用継続給付費	1,489	1,389	△ 6.7
計	593,178 (70.4)	606,537 (70.8)	2.3
	万人	万人	%
60歳以上人口	3,261	3,353	2.8
65歳以上人口	2,431	2,488	2.3
70歳以上人口	1,691	1,753	3.7
75歳以上人口	1,055	1,107	4.9

(注)

1. ()内は社会保障給付費に占める割合である。
2. 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。
3. 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。
4. 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成16年10月には73歳に引き上げられている。したがって、上記「老人保健（医療分）給付費」の平成15年度と平成16年度の額も対象になる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成16年度国民医療費（厚生労働省）」によると、平成16年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は5.7%の増加である。

Ⅲ 平成16年度社会保障財源の概要

平成16年度の社会保障財源の総額は93兆206億円である。

- (1) 項目別割合をみると、社会保険料が57.8%、税が30.8%、他の収入が11.4%となっている。
- (2) 対前年度比は8.13%の減少となった。

表7 項目別社会保障財源

	平成15年度	平成16年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,012,526 (100.0)	930,206 (100.0)	△ 82,320	△ 8.13
I 社会保険料	546,302 (54.0)	537,541 (57.8)	△ 8,761	△ 1.60
事業主拠出	272,505 (26.9)	262,256 (28.2)	△ 10,249	△ 3.76
被保険者拠出	273,797 (27.0)	275,285 (29.6)	1,488	0.54
II 税	277,853 (27.4)	286,369 (30.8)	8,516	3.06
国	211,415 (20.9)	217,012 (23.3)	5,597	2.65
地方	66,438 (6.6)	69,357 (7.5)	2,919	4.39
III 他の収入	188,371 (18.6)	106,295 (11.4)	△ 82,076	△ 43.57
資産収入	152,229 (15.0)	70,005 (7.5)	△ 82,224	△ 54.01
その他	36,142 (3.6)	36,291 (3.9)	148	0.41

(注) ()内は構成割合である。